［注１　略］ ２　申請に係る資格者証の内容の欄は、次により記載すること。 ［(1)・(2)　略］ (3)　生年月日は、次により記載すること。 イ　年号は、明治はM、大正はT、昭和はS、平成はH、令和はRと記入すること。 ロ　年月日のいずれかの数字が１桁の場合は、当該１桁の数字の前に０を付して２桁にして記入すること。 ［(記載例)　略］ ［３・４　略］	［注１　同左］ ２　［同左］ ［(1)・(2)　同左］ (3)　［同左］ イ　年号は、明治はM、大正はT、昭和はS、平成はHと記入すること。 ロ　年月日のいずれかの数字が１けたの場合は、当該１けたの数字の前に０を付して２けたにして記入すること。 ［(記載例)　同左］ ［３・４　同左］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

第二表

改正後	改正前
（講習の期間） **第四十三条の三**　［略］ ［２・３　略］ ４　前三項の規定にかかわらず、総務大臣が当該規定によることが困難又は著しく不合理であると認めるときは、総務大臣が別に告示するところによる。	（講習の期間） **第四十三条の三**　［同上］ ［２・３　同上］ ［新設］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（工事担任者規則の一部改正）

第二条　工事担任者規則（昭和六十年郵政省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（資格者証の種類及び工事の範囲） **第四条**　法第七十二条第一項の工事担任者資格者証（以下「資格者証」という。）の種類及び工事担任者が行い、又は監督することができる端末設備等の接続に係る工事の範囲は、次の表に掲げるとおりとする。	（資格者証の種類及び工事の範囲） **第四条**　［同上］

資格者証の種類	工事の範囲
第一級アナログ通信	アナログ伝送路設備（アナログ信号を入出力とする電気通信回線設備をいう。以下同じ。）に端末設備等を接続するための工事及び総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事

資格者証の種類	工事の範囲
ＡＩ第一種	アナログ伝送路設備（アナログ信号を入出力とする電気通信回線設備をいう。以下同じ。）に端末設備等を接続するための工事及び総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事
ＡＩ第二種	アナログ伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（端末設備等に収容される電気通信回線の数が五十以下であつて内線の数が二百以下のものに限る。）及び総合デ